

(別紙2)

〈 所得の区分に関するチェックシート 〉 ～自立支援医療(育成医療)申請者用～

自立支援医療(育成医療)の月額自己負担上限額は、受診者の「世帯」に属する方の市町村民税額や保護者の収入によって区分されます。質問に沿ってどの区分になるかチェックしてください。

※質問の中で「世帯」とは、自立支援医療を受診する方が加入している医療保険の種類が

- ・健康保険や共済組合の場合には扶養・被扶養の関係にある方全員、
- ・国民健康保険の場合には一緒に国民健康保険に加入している方全員 をいいます。

(1) 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。

- ・受けている： 「生保」
- ・受けていない：(2)の質問へ

(2) 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、市町村民税(均等割か所得割)のいずれか又は両方が課税されていますか。

- ・課税されていない：(3)の質問へ
- ・課税されている：(4)の質問へ

(3) 自立支援医療を受診する方の保護者の前年分(診療開始予定日が1月～6月は前々年分)の収入*が保護者全員それぞれ80万円以下ですか。

(※収入とは障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入の合計額)

- ・80万円以下： 「低1」
- ・80万円を超える： 「低2」

(4) 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、被保険者が納めている今年度(診療開始予定日が1月～6月は前年度)の市町村民税は、以下のどの金額に該当しますか。

- ・市町村民税額(所得割)3万3千円未満： 「中間1」
- ・市町村民税額(所得割)3万3千円以上23万5千円未満： 「中間2」
- ・市町村民税額(所得割)23万5千円以上： 「一定以上」

(5) 「重度かつ継続」*に該当しますか。

- ・該当する：「重度かつ継続」の「該当」
- ・該当しない：「重度かつ継続」の「非該当」

※「重度かつ継続」の対象者

- ①腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)
- ②医療保険の高額療養費で多数該当の方(過去12か月以内に高額療養費の該当が3回以上あった方)

「生保」	「低1」	「低2」	「中間1」	「中間2」	一定以上
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
	「 重 度 かつ 継 続 」				
	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円